

消費者教育指導資料

～「自立した消費者」になるための基礎知識

平成26年11月12日(水)
 教学指導課高校教育指導係

はじめに

高校生がこれから社会に出ていくと、消費生活に関わる様々なトラブルに巻き込まれる可能性が出てきます。特殊詐欺の被害者や加害者になってしまうとか、商品の売買契約に関する知識不足のために損害をこうむるといった様々な落とし穴が、現代社会にはひそんでいます。

この指導資料は、特にこれから社会に出ていく高校3年生が「自立した消費者」として生きていくために、「消費生活に関する基礎知識」を身につけてほしいという願いをこめて作成したものです。HRや進路指導、教科の学習等、様々な機会に活用していただきたいと願っています。(電子データの形でも提供しますので、適宜加工してお使いください。)

「特殊詐欺なんて一部の人間の問題だ」、「消費者教育はすでに教科で学んでいる」などと思わずに、先生方の目の前にいる高校3年生たちが、このような基礎知識を持っているだろうかという観点から、この指導資料を利用いただければ、幸いです。

レッスン1

特殊詐欺は、お年寄りだけの問題ではありません

特殊詐欺(振り込め詐欺)の一例に、このようなケースがあります。

実家から離れている息子から、

「携帯を買い替えて番号が変わったんだ…新しい電話番号を控えといてよ」

という連絡が入りました。そしてその番号から数日後、再度の電話がありました。

「アルバイトで浄水器の販売をしてたんだけど、失敗の穴埋めをするために会社の金を使い込んで…早く返さないと警察に訴えられて逮捕されちゃうかもしれないから、98万円振り込んで！」

この言葉を聞いた母親は、すっかり気が動転して、電話で指定された方法でお金を振り込みました。

この事例を見た時に、誰しも「自分の親はこんなことにひっかかりはしない」と思うでしょう。例えば、息子の声を間違うわけがないではないか、と。しかしこのような事例の被害者の多くが、「まさか自分の子どもの声を聞き間違うとは思わなかった」と語っています。

どんなどころに落とし穴があるのかを考えてみましょう。

- ①個人情報が流出してしまう現代社会において、自分とは何も関係ない第三者が電話番号や携帯番号を入手している可能性は常にあります。
- ②「携帯の番号が変わった」という連絡は短い会話で済むので、あかの他人の声でも信じてしまいます。ショートメールならば声を聞くことすらありません。その携帯番号からかかってきただけで、次の金を要



求する電話は子どもからだと思ってしまうのです。追いつめられて必死な時に、声のトーンが変わるのは当たり前だと思ってしまう。

- ③さらに手の込んだ詐欺の場合、子どもの電話口に別の人間が出てきて、「私が金をたてかえているから、私に払ってほしい」と言ったり、暴力団に脅されているかのように切迫感を演出したりするのです。中には警察官・弁護士などの複数の人間が一遍に電話口に出てきたケースもあるようです。

このように特殊詐欺の実態をみると、これを防ぐには、「親や祖父母が気をつければいい」というだけではまったく不十分であり、家族全員で防止方法を確認しておかなければならないということがわかるでしょう。

では、どんなことを家族全員で話し合っておいた方がよいかということを一覧します。

- A 「携帯番号が変わった」という連絡から詐欺が始まることが多いのです。そのような連絡がきたときには、“以前の携帯番号にかけてみる”ことを忘れないことです。それが確かに番号変更で使えないようであれば、その情報は信じることができます。
- B 「携帯番号が変わった」とか、万が一の緊急事態を連絡するときの「合言葉」を家族だけの秘密事項としてもっていることも、防止対策になります。
- C 多額の金銭にかかわる突発事件が生じた時には、必ずそれが事実かどうかを慎重に確認することを、家族全員で心の片隅にとどめておきましょう。相手の声で本人かどうかを識別しようと思うことは危険です。
- D 特殊詐欺には無限のバリエーションがあることも、家族全員で確認しておきましょう。上記のケースの場合、「友人が自宅にお金を受け取りに行く」と言われて、対面するのならば嘘ではないと信じてしまうこともあります。もっと手が込んだ詐欺の場合は、警察官を語る人間が登場し、「さきほどの電話は振り込め詐欺の可能性があるので、だまされたふりをしてください。私がお金をもって犯人のところに向かいますから、とりあえずお金を用意してください。」と言われ、その人間にお金を渡してしまうこともあります。これらのバリエーションがあることを心の片隅においておかねばなりません。
- E 犯人検挙のために「だまされたふり作戦」が有効だと言われますが、自分から警察に通報することです。警察のほうから連絡があった場合には、上記のようなケースもあるので慎重に対応しましょう。

いかがでしょうか。自分の家族には関係ない、おこりえない…と思うのではなく、自分たちも巻き込まれるかも…と備えをすることこそが大事であると思っていただけましたか。

現在、警視庁のホームページには、振り込め詐欺の様々なテクニックを学べるように、犯人からの電話音声を再現したものを視聴できるコーナーがもうけられています。

http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/seian/koreisagi/hurikome_onsei/hurikomesagi.htm

このアドレスにアクセスすると特殊詐欺についての勉強ができます。

レッスン1の最後に、特殊詐欺の他の事例を紹介しましょう。こうした手口を見破ることができるでしょうか。常日頃からの心の備えがいかに必要であるかがわかるでしょう。

- 警察官役の男からの電話で、「あなたの銀行口座が悪用されている。口座を凍結してお金を引き出せなくするので、その前に預金をおろす必要がある。これから銀行協会の職員があなたの自宅に伺う。彼にキャッシュカードを預けて、暗証番号も教えてほしい。」と言われ、その

とおりにしてしまった。

- 出会い系サイト（または普通の掲示板）などで知り合った女性からプレゼントや小遣い、又は高額商品の契約をねだられて、それがエスカレートしていった。
- 東日本大震災等の災害に便乗した義援金名目で現金などをだましとられた。（本人がだましとられたという自覚のないものも多い。）
- 雑誌やインターネットの「パチンコ（パチスロ）攻略法」といった広告のアドレスにアクセスして、会員登録料や情報料として現金をだましとられた。（数字選択式宝くじ「ロト6」の当選番号を教える等の様々なバリエーションがある。）

レッスン2

特殊詐欺の「加害者」になってしまう罠（わな）が至る所にあります

特殊詐欺（振り込め詐欺）には、現金の受け渡しの際に主犯の手足となって協力する「受け子」と呼ばれる共犯や、利用される携帯電話や銀行口座を提供する人物が、必ず存在します。

以下は、ある大学生のケースです。

ひとりの大学生が、アルバイト仲間から「書類を受け取るだけの仕事で、結構いいバイト代をもらえる」と誘われたことをきっかけに、その雇主と会うことにしました。会ってみると、彼は、これが特殊詐欺の片棒をかつぐことだと気付いたのですが、雇主が暴力団風の人々で断ることができなくなり、「捕まった人はない」と言われたこともあって、結局安易に仕事を引き受けてしまいました。

それで彼は、複数回、特殊詐欺の「受け子」や「見張り役」をやってしまい、警察に逮捕されました。

こうした落とし穴が、社会のいたるところに潜んでいます。
ネット上には、次のような誘いが流されています。

- 「書類を受け取るだけの簡単なバイトです。」
- 「預金口座を作ってくれたら、〇万円を買います。」
- 「あなたの名義で携帯電話を作ってくれたら、〇万円支払います。」

こうした誘いに乗って、銀行口座や携帯電話の契約をするだけだから犯罪ではないと思いこんでいるとしたら大間違いです。

2014年の8月には山形県で70代の女性に「預金しているお金を保護するので引き出して」と電話して約700万円をだましとった犯人グループが逮捕されました。そのなかには「受け子」役をした中学2年生（事件当時）も補導されています。2014年の上半期（1～6月）に全国で振り込め詐欺事件で摘発された未成年は、15歳4人、16歳23人、17歳32人、18歳36人、19歳42人に及んでいます。この合計は137人で、2009年上半期の22人に比べると、実に約6倍の増加です。このうち、7割以上の101人が「受け子」役をつとめていました。

では、このような行為がどのような処罰を受ける可能性があるのかを、長野県警察本部のホームページで紹介されているもので確認してみましょう。



①銀行口座の売買に関する違反事例

△不正に利用する目的で自分の口座を作った

→（詐欺罪）10年以下の懲役

△他人や架空の名義で口座を作った

→（詐欺罪）10年以下の懲役

△自己又は他人名義の口座を譲り渡した

→（犯罪による収益の移転防止に関する法律違反）1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

②携帯電話機の売買に関する違反事例

△不正に利用する目的で自分の携帯電話を契約した

→（詐欺罪）10年以下の懲役

△他人や架空の名義で携帯電話を契約した

→（詐欺罪）10年以下の懲役

△自己名義の携帯電話機を電話会社に無断で譲り渡した

→（携帯電話不正利用防止法違反）業として有償で譲り渡した場合は2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

いずれにせよ刑事罰を受ける可能性が高い重い罪であることがわかります。それにともなって在学している学校や勤務している会社等からの処分も下される可能性が高いでしょう。その代償があまりにも大きいのです。

それ以上に、自分の行為の「結果」がどのような事態をひきおこすのかということを考えてください。自分の軽率な行為が、ひとりの高齢者が一生をかけてコツコツ貯めたお金を奪い、その人の生活をメチャメチャにするかもしれないという想像力をもつことが大切なのです。

レッスン3

なぜローンが返済できずに「多重債務」に陥るのでしょうか

社会に出ていくと、高価な買い物をしたときにローンを組むことがあります。あるいはお金を業者から借りることもあるかもしれません。その基礎知識をもう一度振り返っておきましょう。

まずお金を借りても、ローンを組んでも、借りた以上のお金を足して返済していかなければなりません。その足した分を「金利」と言います。「金利」は法律で次のように定められています。

①利息制限法…元本10万円未満は年20%、元本10万円以上100万円未満は年18%、元本100万円以上は年15%を制限金利と定め、制限金利を超える分は法律上支払わなくてもよいこととなっている。

②出資法……貸金業者の上限金利を年20%と定めている。

☆練習問題①

「ある消費者金融から年利15%（月利1.25%の複利計算）で100万円借りて、毎月元利合計を3万円ずつ返済する」ということになったとします。いったいどれくらいの期間で、合計何円支払うことになるのでしょうか。

慣れていない人は、こんなふうに考えてしまいます。「…100万円を3万円で割ると、約33カ月（2年と9カ月）である。でもそこに年15%の金利が加算されていくから…えーと…」…というふうに、よくわからなくなってしまいます。

しかし「月利1.25%の複利計算」という点に注目して、毎月の返済内容を書き出してみると、わかりやすいでしょう。次のような表になるはずです。

1ヶ月目	$1,000,000 \text{円} \times 1.0125 - 30,000 \text{円} = 982,500 \text{円}$ (月利を加えた借りている額) (返済額) (これから返済しなければならない額)
2ヶ月目	$982,500 \text{円} \times 1.0125 - 30,000 \text{円} = 964,781 \text{円}$ 注) 小数点以下四捨五入
3ヶ月目	$964,781 \text{円} \times 1.0125 - 30,000 \text{円} = 946,841 \text{円}$ 注) 小数点以下四捨五入
4ヶ月目以降	各自で計算してみよう。
結論	3年8ヶ月で返済。返済総額は約130万円。

これを見ると約30万円の金利分を足した額を返済しなければならないということがわかります。しかも返済期間は、100万円を単純に3万円で割って計算した2年9ヶ月よりも約1年間長くなるのがわかります。

☆練習問題②

では、上記の返済をしながら、どうしても買いたいものが新たに生じたので、「別の消費者金融から年利15%（月利1.25%の複利計算）で150万円借りて、毎月元利合計を2万円ずつ返済する」と計画したとします。すでに上記の返済で3万円ずつ返しているの、計5万円の返済で限界だったからです。同じような計算をしてみましょう。

1ヶ月目	$1,500,000 \text{円} \times 1.0125 - 20,000 \text{円} = 1,498,750 \text{円}$ (月利を加えた借りている額) (返済額) (これから返済しなければならない額)
2ヶ月目	$1,498,750 \text{円} \times 1.0125 - 20,000 \text{円} = 1,497,484 \text{円}$ 注) 小数点以下四捨五入
3ヶ月目	$1,497,484 \text{円} \times 1.0125 - 20,000 \text{円} = 1,496,203 \text{円}$ 注) 小数点以下四捨五入
4ヶ月目以降	計算を続ける前に考えてみよう。3ヶ月経っても、約3,800円しか返済できていないということがわかる。

150万円を借りたとはいえ、最初の借金と比べて年利が同じで、返済金額が3万円から2万円に減っただけのこのように思えます。しかしこの状態では、返済は限りなく困難です。

返済の見通しをしっかりと計算せずにローンを組んだために、お金が返済できなくなり、やむなく他の消費者金融にお金を借りる人がいます。しかしお金が返済できない人の情報は、業者の間で共有されていきますから、他の業者であっても断られてしまうことが多いのです。



そこで街角に貼り紙などをして「うちは依頼を断りません」「うちは借金を整理してあげます」などと勧誘している業者に頼ろうとしてしまいます。そうした業者の多くは、出資法の制限をこえる金利でお金を貸そうとするので、「ヤミ金融」と呼ばれます。「トサン」（10日で30%）の金利で貸してくれると聞いて、30%でも仕方ないと借りてしまうと大変なことになります。10日で30%ならば、年利に換算すると次のようになるからです。

$$30 (\%) \div 10 (\text{日}) \times 365 (\text{日}) = 1,095 (\%)$$

とんでもない金利を要求され、脅迫的な取り立てを受ける事態になりかねません。

以上のことを踏まえて、多重債務に陥らないための注意点をまとめてみます。

- ①消費者金融やクレジットカード等のキャッシングはなるべく利用しない。やむをえず利用する場合は、できる限り短期間に完済する計画をたてる。
- ②返済が困難になったら、返済のための借金をせず、すぐに消費生活センターに相談する。(消費生活センターでは、必要に応じて、弁護士や司法書士、無料法律相談につないでくれます。)
- ③整理屋・紹介屋・買取屋などの甘い宣伝文句にだまされないようにする。
- ④安易に保証人・連帯保証人とならない。

レッスン4

クーリング・オフは、できるときとできないときがあります

一定の期間内であれば、消費者から一方的に契約を解除できる「クーリング・オフ」という制度があることを、これまで家庭科や地歴・公民科の授業で学んだことでしょうか。では、次のようなケースの場合、クーリング・オフができるのでしょうか。考えてみてください。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------|
| A さん…ある店でカバンを買ったあとに、別の店で同じカバンが安い価格で売られているのを発見したので、最初の店に行って返品してお金を返してもらおうとした。 |
| B さん…ある店でコーヒーカップを買って、家に帰って箱をあけてみると、違うコーヒーカップが入っていたので、店に行って返品してお金を返してもらおうとした。 |
| C さん…ネットショッピングで、家電製品を買ったが、注文後に気が変わったので、返品をしようとした。 |

クーリング・オフとは「頭を冷やす」という意味です。これは訪問販売とか電話の勧誘などで、突然売買の契約をしてしまったときに、「頭を冷やす」ことによって契約を解除したいと考えた消費者の権利を保護するものです。クーリング・オフができる期間は、契約書を受け取った日から数えて、訪問販売であれば8日間、連鎖販売取引（自分が購入した商品を他に販売するしくみのもの、いわゆる「マルチ商法」）であれば20日間です。

A さん、B さんは、自分からその店に行っているので、クーリング・オフの対象ではありません。売る側と買う側の「合意した契約」によって商品を購入したとみなされます。売買契約の場合、販売する側には「代金を受け取る権利」と「商品をお客に引き渡す義務」が生じます。消費者の側には「商品を受け取る権利」と「代金を支払う義務」が生じます。その契約を解除できるのは、以下のような場合です。

- ①契約違反があった場合（契約が守られなかった場合）
- ②嘘があり、だまされて契約してしまった場合
- ③脅かされて契約をさせられた場合
- ④お互いに契約解消の合意ができた場合

B さんの場合には契約したコーヒーカップを引き渡してもらえなかったわけですから、「商品をお客に引き渡す義務」の違反があったという理由で、契約を解除できます（つまり返品できます）。

Aさんの場合には、契約違反がありませんから、基本的には（お店が返品にかかわる約束をあらかじめしていない場合には）返品できません。

ではCさんのケースはどうでしょうか。実はネットショッピングの場合も、申込みボタンをクリックして承諾の通知が相手から来た時点で、契約が成立することになります。訪問販売や連鎖取引販売でないならば、**ネットショッピングはクーリング・オフの対象外です。**ネットショッピングについては、法律で一律に決められた返品期間が存在しないので、各販売業者の「返品特約」を確認してから、契約を結ばなくてはならないのです。（もし返品特約が記載されていないときは到着後8日間以内であれば送料自己負担で返品可能。）



実際に商品を見ておらず、しかもわずかな指の動きで契約が決まってしまう、さらには「返品特約」の細かな文字を読むことを省略しがちであるというネットショッピングの特徴を、普段から意識しておきましょう。

実際にクーリング・オフのみならず、売買契約全般について困ったことが生じた時は、一人で悩まず、専門機関に相談しましょう。

長野県下4か所に「県消費生活センター」があります。また、県外に出た場合は消費者ホットライン（0570-064-370）へ電話をかけると、最寄りの「消費生活相談窓口」へつながる仕組みになっています。

- ☆長野消費生活センター 長野市大字中御所岡田 98-1 県保健福祉事務所庁舎 1階
電話 026-223-6777
- ☆松本消費生活センター 松本市大字島立 1020 県松本合同庁舎 4階
電話 0263-40-3660
- ☆飯田消費生活センター 飯田市追手町 2-641-47
電話 0265-24-8058
- ☆上田消費生活センター 上田市材木町 1-2-6 県上田合同庁舎 6階
電話 0268-27-8517

一番大事なことは、トラブルに巻き込まれない判断力・想像力をもって社会を生き抜いていくことです。そのような「自立した消費者」として生きていけるよう、消費者トラブルについてのニュースに普段から関心をもってください。

そしてニュースで知ったことや学校で学んだことを、友人や家族のあいだで話題にしてみてください。そうすることで、自分の考え方を形にするとともに、ひとりひとりの「自立した消費者」が横につながる社会をつくることができるでしょう。

皆さんの学びが、よりよき社会をつくることの第一歩になるのです。

【参考文献・資料】

- ◇『長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画』（長野県、2014年）
- ◇「もしあなたが消費者トラブルにあったら…」（消費者庁のホームページからダウンロード）
- ◇『先生のための消費者市民教育ガイド』（消費者教育支援センター、2013年）
- ◇『これであなたもひとり立ち～自立のための workbook』（金融広報中央委員会、2013年）
- ◇警察庁、警視庁、長野県警察本部の各ホームページ

【補足】

*平成26年5月に全県の教頭先生を対象に行われた「キャリア教育研修会」で、長野県司法書士会からテキスト『「未成年のための司法書士市民法律教室」について』を配付していただきました。このテキストの次の箇所が本指導資料と関係していますので、併せてご活用ください。なお、出前講座については、長野県司法書士会に直接申し込んでください。

- ・p12-13 「クレジットの仕組みとその罠」
- ・p25-26 「クイズ キャッシング・ローン」
- ・p40-43 「悪質商法事例集」
- ・p44-45 「キャッシング・ローン事例集」